

墨田区消費者ニュース

平成30年6月発行 第139号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



インターネットトラブルにご注意を！

情報収集のほか、買い物やゲーム、電子メールなど、今やインターネットは私たちの暮らしと切り離せなくなっています。それにともない様々なネット上のトラブルが発生しています。

このようなトラブルが起きたら、消費者センターにご相談を！

インターネット通販

【トラブル】インターネットで欲しい商品を購入したが、商品が届かない。店の連絡先を検索したが、見当たらない。

【注意点】

購入する前に、店の所在地や連絡先を確認しましょう。



ワンクリック請求

【トラブル】無料と思いアダルトサイトをクリックしたら、突然、会員登録確認画面に変わり登録料金とともに「誤操作の場合はコチラ」と電話番号が表示された。

【注意点】安易にクリックしたり、慌てて業者に連絡したりお金を支払わないようにしましょう。

情報商材 ※

【トラブル】「会員になれば、儲かる手法を説明している動画を視聴できる」という業者のウェブをみて、入会してお金を支払ったが、動画は役に立たない情報だった。

【注意点】簡単に儲かる話はありません。契約する前に冷静に考えましょう。

※インターネットで販売されている儲け方などに関する情報のことです。

架空請求

【トラブル】スマートフォンのSMSに「携帯電話の料金が未納。連絡を」と、身に覚えのないメールが送られてきた。

【注意点】身に覚えがなければ、連絡しないようにしましょう。連絡すると金銭を要求されることとなります。

すみだ消費者センター
相談専用電話 5608-1773



【イラストは消費者庁ホームページより抜粋】

求人サイトの「声優・ナレーター募集」に応募したら、演技レッスンの契約をすることに！

【相談事例】

求人サイトに出ていた「声優・ナレーター募集」に興味があり応募した。選考会に参加したら合格したと連絡があり、手続きに来るように言われ 5 日前に事務所に出向いた。すると「ボイスドラマに出ないか。未経験者は演技レッスンを受けてもらう。レッスン代は 10 万円だ」などと話をされた。高額なので断ったが、「手付金を少し支払って残りは分割払いでいい」と言われ手持ちの 2 万円を支払って申し込んだ。よく考えたら、仕事で収入を得るはずが出費となってしまったので解約したい。支払った手付金を返金してほしい。

【アドバイス】

求人情報は必ずしも収入が得られるものばかりとは限らず、別の契約につながってしまうこともあり注意が必要です。

事例では、事業者が演技レッスンの契約について事前に説明しないで呼び出していることから、特定商取引法の訪問販売に該当しクーリング・オフにより契約が解除できると考えられました。相談者はクーリング・オフのハガキを事業者へ送付し、消費者センターから事業者に連絡を取りました。しかし電話がつながらず返金交渉ができませんでした。

事業者は声優やナレーターに憧れる気持ちに付け込んで勧誘をしますが、その場の雰囲気や費用を確認したうえで冷静に判断することが大切です。不安なときは消費者センターへご相談ください。

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください
5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間……午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

